

○警察関係公益法人に関する監督要領について(通達)

(平成 14 年 9 月 11 日岡務第 149 号警察本部長例規)

<b>改正</b>	平成 18 年 1 月岡務第 21 号	平成 18 年 3 月第 68 号
	平成 20 年 3 月第 195 号	平成 22 年 3 月第 260 号
	平成 22 年 11 月第 796 号	平成 24 年 5 月岡務第 457 号
	平成 25 年 6 月岡務第 490 号	平成 26 年 9 月 4 日岡務第 740 号
	令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号	令和 4 年 3 月 10 日岡務第 238 号
	令和 4 年 12 月 21 日岡務第 1046 号	

各部長

首席監察官

各所属長

このたび、岡山県知事が所管する公益法人のうち、警察関係の公益法人の指導監督について、別添のとおり警察関係公益法人の指導監督要領を定めたので、適切な指導監督に努められたい。

別添

警察関係公益法人に関する監督要領

第 1 目的

この要領は、岡山県知事を行政庁とする公益法人で、その事業が警察の事務と密接な関係を有するものに関する監督について必要な事項を定めることにより、公益法人に関する適正な監督を図ることを目的とする。

第 2 定義

この要領において「公益法人」とは、次のいずれかに該当する法人で、その目的又は事業が県警察の事務と密接な関係を有するものをいう。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 2 条第 3 号に規定する公益法人
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 123 条第 1 項に規定する移行法人

第 3 監督体制

公益法人に関する監督体制は、次のとおりとする。

1 総括主管課

警務部警務課とし、公益法人の監督に関する所管課の指導、知事部局との連絡調整等公益法人に関する監督を総括する。

2 所管課

次の表に掲げる所属とし、報告徴収、立入検査等の関係法令等に定められた事項について監督を行う。

公益法人名	所管課
公益社団法人被害者サポートセンターおかやま	警務部県民広報課
一般財団法人岡山県警察職員互助会	警務部厚生課
公益社団法人岡山県防犯協会	生活安全部生活安全企画課
公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター	刑事部組織犯罪対策第一課
一般財団法人岡山県交通安全協会	交通部交通企画課

#### 第4 文書管理

##### 1 公益法人管理台帳

- (1) 総括主管課及び所管課は、所管する公益法人ごとに、公益法人管理台帳(様式)を作成し、備え付けておくものとする。
- (2) 公益法人管理台帳は、許認可、届出、報告等があるごとに補正するものとし、常に最新の状態にしておくものとする。

##### 2 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
設立許可に係る文書	所管課	長期
移行認定又は移行認可に係る文書	所管課	長期
定款の変更認可に係る文書	所管課	長期
解散許可に係る文書	所管課	長期
事業計画書等に係る提出書	所管課	10年
事業報告等に係る提出書	所管課	10年
公益目的支出計画実施報告書等	所管課	10年
その他公益法人に関する監督に係る文書	所管課	1年、3年、5年
公益法人管理台帳	総括主管課及び所管課	長期